

ICキャッシュカード特約

令和2年4月1日現在

1. (この規定の取引における契約の成立)

この規定に基づく契約は、当金庫が、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、お客様に当金庫が発行したキャッシュカードが送達されたときに成立するものとします。

1の2. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカード並びにカードローンカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定並びに各種カードローンカード規定（以下「当金庫カード規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫所定のICカードが利用できる預金機（以下「ICカード対応預金機」といいます。）を使用した預金の預入れ。
- ② 当金庫所定のICカードが利用できる支払機（以下「ICカード対応支払機」といいます。）を使用した預金の払戻し。
- ③ 当金庫所定のICカードが利用できる振込機（以下「ICカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする取引。
- ④ その他振替・両替・暗証番号、限度額減額変更のほか当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「ATMによるお取引のご案内」に記載のお取引。

3. (1日あたりの払戻限度額・回数)

- (1) 当金庫並びに支払提携先のICカード対応支払機を利用した1回あたりの払戻しは、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「ATMによるお取引のご案内」に記載した通り、当金庫または支払提携先の定める金額のうち、いずれか少ない額とします。なお、1日あたりの払戻しはICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「ATMによるお取引のご案内」に記載された金額の範囲内とします。
- (2) 前項にかかわらず、当金庫並びに支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫並びに支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻回数は、ICチップ提供機能を利用した払戻回数とICチップ提供機能を利用しない払戻回数のそれぞれについて、当金庫所定の払戻回数の範囲内とします。また、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

4. (振込カード機能)

- (1) 当金庫の I C カード対応振込機を利用して振込を行う場合には、I C カード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、I C チップ内に当該振込にかかる振込先に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「ATMによるお取引のご案内」に記載された件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) I C チップ内に蓄積された振込情報は、I C チップが故障した場合には復元できません。また、I C カードを再発行・更新発行する場合には、新しい I C カードには当該振込情報は引き継がれません。

5. (I C カード対応預金機・支払機・振込機の故障時の取扱い)

I C カード対応預金機・支払機・振込機の故障時には、I C チップ提供機能の利用はできません。

6. (I C チップ読取不能時の取扱い等)

- (1) I C チップの故障等により、I C カード対応預金機・支払機・振込機において I C チップを読み取ることができなくなった場合には、I C チップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手続にしたがって、すみやかに当金庫に I C カードの再発行を申し出てください。
- (2) I C チップの故障等によって、I C カード対応預金機・支払機・振込機において I C チップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

7. (I C カードの有効期限)

- (1) 平成 30 年 5 月 11 日迄に I C カードを発行・再発行した I C カードの有効期限は、I C カード上に表示された発行年月の 10 年後の応答月末日までとします。
- (2) I C カードの有効期限経過後は、I C カードの利用はできません。
- (3) I C カードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しい I C カードを届出住所あてに事前に送達します。有効期限が到来した I C カードは当金庫に返却していただくか、本人の責任において I C チップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。なお、返却または破棄しなかったことにより生じた損害について当金庫に重大な過失がある場合を除き責任を負いません。
- (4) 平成 30 年 5 月 14 日以降に I C カードを新規発行、更新、再発行した I C カードの有効期限はありません。

8. (I C カード発行時における手数料の取扱い)

新規発行、再発行で、I C カードを発行する際には、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「手数料一覧」に記載された手数料をいただきます。

9. (I C カード以外のカードへの変更)

I C カードの利用をやめ、I C カード以外のカードに変更する場合には、当金庫に申し出てください。この変更は当金庫所定の手続きをした後に行います。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める制定日または改定日から適用するものとします。

以 上